

兵庫県公報

令和元年8月30日 金曜日 第36号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 有害興行の指定（青少年課） | 1 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課） | 2 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同） | 3 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同） | 4 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同） | 5 |
| ○ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（生活衛生課） | 5 |
| ○ 平成31年兵庫県告示第181号（平成31年度随時実施の2・3級及び基礎級技能検定の実施）の一部改正（能力開発課） | 5 |
| ○ 平成29年兵庫県告示第353号（技能検定試験手数料の免除）の一部改正（同） | 5 |
| ○ 令和元年度地籍調査事業の実施の変更（農地整備課） | 6 |
| ○ 令和元年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課） | 6 |
| ○ 令和元年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（同） | 7 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課） | 8 |
| ○ 同上（同） | 8 |
| ○ 浜坂都市計画道路事業の事業計画の認可（令和元年近畿地方整備局告示第28号）（道路街路課） | 8 |
| ○ 道路の区域の決定（道路保全課） | 8 |
| ○ 重要調整池に係る検査の結果（東播磨県民局） | 9 |
| ○ 同上（但馬県民局） | 9 |
| 公 告 | |
| ○ 入札公告（総合農政課） | 9 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター） | 14 |
| 公安委員会告示 | |
| ○ 警備員指導教育責任者講習の実施 | 14 |

告 示

兵庫県告示第337号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| | |
|------|--|
| 指定理由 | 著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。 |
|------|--|

| 種 別 | 名 称 | 制作・配給会社 |
|-----|--------------------|----------------|
| 映 画 | 淫美談 アノコノシタタリ | オーピー映画 |
| 同 | 風俗図鑑 ヤレない男たち | オーピー映画 |
| 同 | おせんち酒場 君も濡れる街角 | オーピー映画 |
| 同 | 性の劇薬 | フューチャーコミックス |
| 同 | 喪服未亡人 危険な戯れ | 新東宝映画 |
| 同 | 解放区 | スペースシャワーネットワーク |
| 同 | 不倫、変態、悶々弔問 | オーピー映画 |
| 同 | 濡れ絵筆 家庭教師と息子の嫁 | オーピー映画 |
| 同 | 好き好きエロモード我慢しないで！ | オーピー映画 |
| 同 | バージン協奏曲 それゆけ純白パンツ！ | オーピー映画 |



兵庫県告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

| 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|------------------------------------|----------|
| 芦屋セントマリアクリニック | 芦屋市大原町5-20 | 令和元年6月1日 |
| ひかり調剤薬局 | 同 市公光町10-21 | 同 |
| 芦屋M&S 歯科クリニック JR駅前院 | 同 市業平町5-2 芦屋ハウス2階 | 令和元年7月1日 |
| 東有岡クリニック | 伊丹市東有岡1-18-13 サン伊丹ハイツB-111号 B-112号 | 同 年6月1日 |
| 高橋おとな子ども歯科 | 同 市寺本東2-4-26 | 同 |
| にこやか薬局 | 同 市鈴原町1-1-8 | 令和元年7月1日 |
| あゆみ会訪問看護ステーション | 加古川市加古川町中津211-6 | 同 年6月1日 |
| ヒロタ薬局 | 西脇市西脇192 | 同 年5月1日 |

| | | |
|-----------------|-------------------------------|----------|
| 訪問看護ステーションココア宝塚 | 宝塚市中野町6-6 三幸建設ビル203 | 同 |
| キリン薬局 | 同 市口谷東1-20-11 | 令和元年7月1日 |
| 多田クリニック | 三木市末広3-8-10 | 同 年6月1日 |
| 訪問看護ステーションけんた | 同 市緑が丘本町1-184-5 緑が丘ハイツ1階 | 同 年7月1日 |
| 武田外科 | 川西市多田桜木2-1-20 | 同 年6月1日 |
| 関口歯科クリニック | 同 市栄根2-7-68 SOGABEビル1F | 同 |
| 頭司歯科口腔外科クリニック | 同 市萩原台西1-53 | 同 |
| ウエルシア薬局川西加茂店 | 同 市加茂3-1-5 | 同 |
| フェリス薬局 | 同 市見野2-36-11 YKビル102 | 令和元年7月1日 |
| たなかホームケアクリニック | 三田市けやき台1-10-1 センチュリープラザ110号室 | 同 年6月1日 |
| 丹波市ミルネ診療所 | 丹波市氷上町石生2059-5 丹波市健康センターミルネ1階 | 同 年7月1日 |
| ひやくセンター薬局 | 同 市氷上町石生2093 | 同 |
| フラワー薬局丹波店 | 同 市氷上町石生1783-6 ザ・ビッグエクストラ氷上店内 | 同 |



兵庫県告示第339号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 変更内容 |
|-----------------|-------------------------|--------|
| 芦屋M&S 歯科クリニック本院 | 芦屋市大原町28-1 パルティーンノ芦屋201 | 医療機関名称 |

2 廃止の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 |
|---------------|--------------------------|
| 芦屋セントマリアクリニック | 芦屋市大原町5-21 阪下ビル3階 |
| ひかり調剤薬局 | 同 市公光町10-21 |
| あいぜん伊丹クリニック | 伊丹市堀池3-9-25 廣野ビル1F |
| ヒロタ薬局 | 西脇市西脇178 |
| 難波医院 | 宝塚市宝梅1-4-3 |
| 宝塚駅前薬局 | 同 市栄町1-1-11 タカラコスモス6番館1階 |
| 多田クリニック | 三木市末広3-8-10 |

| | |
|-----------------|------------------------|
| 武田外科 | 川西市多田桜木2-1-20 |
| 関口歯科クリニック | 同 市栄根2-7-68 SOGABEビル1F |
| ウエルシア薬局川西加茂店 | 同 市加茂3-1-5 |
| たなかホームケアクリニック | 三田市けやき台1-10-1 |
| 兵庫県立柏原病院 | 丹波市柏原町柏原5208-1 |
| いしがみ皮フ科クリニック | 淡路市志筑96-13 |
| 薬局ファミリーファーマシー | たつの市龍野町日山44-2 |
| 医療法人社団太陽会平野病院 | 神崎郡福崎町西田原1479 |
| あさひ薬局西治店 | 同 郡同 町西治1657-5 |
| 医療法人社団一葉会共立記念病院 | 佐用郡佐用町1132-25 |



兵庫県告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 変更内容 |
|----------|----------------|----------|-----------|-------|
| ヘルスポート尾上 | 加古川市尾上町養田160-1 | 株式会社あつぷる | 姫路市古二階町63 | 事業所名称 |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 |
|------------------------|--------------------|------------------|------------------|
| ディサービスひろいしの里 | 洲本市五色町広石上113 | 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 | 神戸市西区曙町1070 |
| リハケア伊丹南 | 伊丹市野間北3-2-7 | 株式会社リハケア | 尼崎市武庫之荘4-3-14 |
| あいぜん伊丹クリニック | 同 市堀池3-9-25 廣野ビル1F | 樋口貴宏 | 大阪府池田市五月丘2-3-16 |
| 特定非営利活動法人銀ちゃんの家訪問介護事業所 | 豊岡市泉町7-30 | 特定非営利活動法人銀ちゃんの家 | 豊岡市泉町7-30 |
| ヒロタ薬局 | 西脇市西脇178 | 有限会社メディカルヒロタ | 西脇市西脇192 |
| エルケア株式会社エルケア川西ケアセンター | 川西市寺畑1-11-12-1階 | エルケア株式会社 | 大阪市北区中崎西2-4-12 |
| いしがみ皮フ科クリニック | 淡路市志筑96-13 | 石上剛史 | 徳島市佐古六番町5-28-207 |

~~~~~

**兵庫県告示第341号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

| 施術者の氏名 | 施術所の名称  | 施術所の所在地        | 指定年月日     |
|--------|---------|----------------|-----------|
| 岩崎節子   | ベンリー治療所 | 豊岡市昭和町1-17     | 令和元年6月18日 |
| 宮垣光佑   | みやがき整骨院 | 同 市中陰190-5     | 同 年7月1日   |
| 西野匡則   | 仁川総合整骨院 | 宝塚市仁川北3-7-4 1F | 同 月5日     |
| 藤元憲一   | 淡路接骨院   | 淡路市岩屋1351-2    | 令和元年6月1日  |

~~~~~

兵庫県告示第342号

物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和元年10月1日から施行する。

なお、平成30年兵庫県告示第173号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和元年9月30日限り、廃止する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公衆浴場入浴料金の統制額

- (1) 大人（12歳以上の者） 450円
- (2) 中人（6歳以上12歳未満の者） 160円
- (3) 小人（6歳未満の者） 60円

2 次の各号のいずれかに該当する公衆浴場は、前項の規定は適用しない。

- (1) 公衆浴場法基準条例（昭和39年兵庫県条例第64号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
- (2) 神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年神戸市条例第43号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
- (3) 姫路市公衆浴場法基準条例（平成24年姫路市条例第70号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
- (4) 尼崎市浴場業に関する条例（平成24年尼崎市条例第62号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
- (5) 明石市公衆浴場法施行条例（平成29年明石市条例第51号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
- (6) 西宮市公衆浴場法施行条例（平成24年西宮市条例第42号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場

~~~~~

**兵庫県告示第343号**

平成31年兵庫県告示第181号（平成31年度随時実施の2・3級及び基礎級技能検定の実施）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

別表受検手数料の欄中「14,900」を「15,100」に、「17,900」を「18,200」に改める。

~~~~~

兵庫県告示第344号

平成29年兵庫県告示第353号（技能検定試験手数料の免除）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

表(2)の項中「7,000円」を「7,200円」に改め、同表(3)の項中「5,800円」を「6,000円」に改める。

~~~~~

**兵庫県告示第345号**

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定により、令和元年度の地籍調査事業計画を次のとおり変更し、実施する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 事業計画を変更した年月日

令和元年6月28日

## 2 調査を行う者の名称

兵庫県

## 3 調査地域

尼崎市のうち大高州町、神崎郡神河町のうち新田、越知、猪篠、川上、岩屋及び根宇野、相生市のうち矢野町二木及び矢野町真広、宍粟市のうち千種町岩野辺、千種町黒土及び千種町河内、佐用郡佐用町のうち本位田、豊福、下秋里、上秋里、下三河及び末廣、豊岡市のうち出石町福見、但東町西谷、竹野町小城及び城崎町楽々浦、美方郡香美町のうち小代区新屋、小代区佐坊、香住区余部及び村岡区大糠、美方郡新温泉町のうち千谷、浜坂及び正法庵、朝来市のうち生野町栃原、生野町上生野、生野町円山、和田山町安井、和田山町岡、和田山町内海、和田山町殿、山東町矢名瀬町、山東町大垣、山東町滝田、山東町粟鹿、山東町迫間、山東町小谷、上八代、多々良木、立野及び佐囊並びに養父市のうち八鹿町石原、八鹿町坂本、八鹿町岩崎、八鹿町小佐、八鹿町三谷、八鹿町青山、稲津、森、畑、奥米地、建屋、能座、大屋町加保、大屋町蔵垣、大屋町宮本、大屋町夏梅、三宅、大谷、出合及び吉井

## 4 調査期間

平成31年4月から令和2年3月まで

~~~~~

兵庫県告示第346号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

令和元年8月30日から令和2年5月29日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して剥皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。

ア 伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要

- に 応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。
- イ 作業現地に立看板などにより、伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。
- ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署（消防署のない地域は市町）及び必要な関係機関と十分連絡等を行うこと。
- エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。
- オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第347号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

令和元年8月30日から令和2年5月29日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル)以下となるように破砕すること。
- (3) 3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。
 - ア 特別伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。
 - イ 作業現地に立看板などにより、特別伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。
 - ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署（消防署のない地域は市町）及び必要な関係機関と十分連絡等を行うこと。
 - エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。
 - オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。
- (4) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(5)

により申請書を提出する場合はこの限りでない。

- (5) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

~~~~~

**兵庫県告示第348号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域  
相生市相生字柳山5315番地46、50、51、52、54、61、63の各一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

~~~~~

兵庫県告示第349号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域
加古郡稲美町六分一字西場1229番の一部
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

~~~~~

**兵庫県告示第350号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、浜坂都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和元年近畿地方整備局告示第28号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
浜坂都市計画道路事業  
3.5.190号浜坂駅港湾線
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
兵庫県美方郡新温泉町浜坂字東岡、字奥中町及び字西岡並びに芦屋字西岡地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

兵庫県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、令和元年8月30日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|---------------|---|----|-------------------|---------------|-----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 国道 1 7 8 号 | 美方郡新温泉町栃谷字大柴74番から 同 郡同 町居組字井ノ尻1683番3まで | 新 | 12.0から 344.0まで | 7424.0 | 予定地 |



兵庫県告示第352号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和元年 8 月 30 日

東播磨県民局長 伊 藤 裕 文

- 重要調整池の所在地
高砂市荒井町小松原 4 丁目地内
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-----|-----------------------|--------|
| 高砂市 | 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号 | 登 幸 人 |



兵庫県告示第353号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和元年 8 月 30 日

但馬県民局長 古 川 直 行

- 重要調整池の所在地
豊岡市出石町袴狭字丸谷1726番 1
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|---------------|---------------|---------|
| 豊岡アールエスエル協同組合 | 豊岡市幸町 4 番 7 号 | 中 川 和 久 |

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年 8 月 30 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 入札に付する事項
 - 調達名称
兵庫楽農生活センター就農コース研修用ハウスの整備に係る製造請負工事一式
 - 履行場所

神戸市西区神出町小束野30—17

(3) 工事概要

兵庫楽農生活センター楽農学校就農コースの受講生が栽培実習を行うための、環境制御システムを導入したいちご栽培用ハウスの新設（4棟）及び既存ハウス（20棟）への環境制御システム等の整備

ア 工種 製造請負工事（受注者責任設計及び施工工事）

イ 規模

(7) いちご高設栽培用施設整備（ハウス新設）

4棟×247㎡ 軒高2.0m以上 間口6.5m 奥行38.0m

(f) 果菜類周年栽培施設整備（既存ハウス）

8棟×247～299㎡ 間口6.5m 奥行38～46m

(g) 葉物・春夏野菜栽培施設整備（既存ハウス）

8棟×227.5～273㎡ 間口6.5m 奥行35～42m

(h) 有機栽培施設整備（既存ハウス）

3棟×253.5～260㎡ 間口6.5m 奥行39～40m

(i) いちご育苗施設整備（既存ハウス）

1棟×227.5㎡ 間口6.5m 奥行35m

計24棟 新設4棟、既存ハウス20棟の改造

ウ 建物形状 パイプハウス（全24棟）

(4) 履行期限

令和2年3月19日（木）限り

2 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

(1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に建築で登録されていること。

また、同名簿に建築で登録されていない者については、開札時までに入札参加資格を取得（登録）すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

(2) 平成21年度以降入札公告日の前日までに完了した国（独立行政法人、公団及び公社を含む。）、都道府県（公社を含む。）又は市町村（公社を含む。）が発注した同種（環境制御装置を備えた農業用ハウス）かつ同規模（200平方メートル×3棟以上又は延床面積600平方メートル以上）の施工実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

(4) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

(6) 配置技術者の要件

ア 建設業法の規定による建築一式業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置する

こと。なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

3 契約条項等を示す期間及び場所

契約書及び6(4)キで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和元年8月30日(金)から同年9月12日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室 担当 木田
電話 (078) 341-7711 内線3954 FAX (078) 362-4458

4 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び仕様書等の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和元年8月30日(金)から同年9月12日(木)まで

イ 誓約書及び仕様書等

令和元年8月30日(金)から同年10月16日(水)まで

(2) 交付方法

県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「工事・設計」→「入札公告様式」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

5 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書(以下「申込書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年8月30日(金)から同年9月12日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

上記3(2)の場所に直接持参し、又は郵送すること。

6 入札手続等

(1) 入札日時及び場所

令和元年10月17日(木)午前11時
兵庫県庁西館1階小入札室

(2) 入札方法等

上記(1)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は、入札書を封筒に入れて令和元年10月16日(水)午後5時までに上記3(2)の場所に必着すること。

(3) 入札保証金及び契約保証金

要

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に提出すること。

イ 所定の額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

カ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからオまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

キ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(5) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。

エ 別紙、入札説明書9(3)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

ウ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(7) 契約の締結

ア 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

イ 落札者が、落札決定の通知を受けた日から、7日以内に契約を締結しないときは、原則として落札決定を取り消す。

(8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 無

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

7 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約を締結した者は、次のア及びイを県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(3) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札日までに取得することを条件として、契約担当の入札参加資格確認を受けることができる。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 問合せ先

上記3(2)に同じ

(6) 入札結果については、落札決定後、兵庫県農政環境部農政企画局総務課にて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページで公表する。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction of 4 greenhouses for strawberries with environmental control equipment and installation of environmental control equipment in 20 existing agricultural greenhouses

(2) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 September 12, 2019

(3) Deadline for tender:

11:00 October 17, 2019 by direct delivery

17:00 October 16, 2019 by mail

(4) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kida, Agri Life Office, Agricultural Administration Division,

Policy Planning & Coordination Bureau, Agricultural & Environmental Affairs Department,

Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 Ext. 3954

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町福崎新字清水126番2、126番4の一部、126番5の一部、127番7の一部、127番10の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市若菜町1丁目5番地12  
西川陽介
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年6月27日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-26-2号（30福崎）

**公安委員会告示****兵庫県公安委員会告示第117号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月30日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）
  - (2) 実施日
    - ア 新規取得講習  
令和元年10月3日（木）から同月10日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間
    - イ 追加取得講習  
令和元年10月8日（火）から同月10日（木）までの3日間
  - (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
  - (4) 修了考査の実施  
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和元年10月10日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
    - ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和元年9月6日(金)から同月17日(火)までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 3の(1)のイに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 3の(1)のウに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 3の(2)のイに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 3の(2)のウに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

## 8 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

## 9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 10 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

## 12 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166